

件名：日本介護支援専門員協会 メールマガジン74号 20090422
 送信日時：2009年 4月 22日 水曜日 11:30 AM
 差出人：日本介護支援専門員協会 事務局 <jcma.net@jcma.or.jp>
 宛先：<motoyasu@ohba.co.jp>

★*:。 ★'*:~————— 2009.4.22 —————
 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
 メールマガジン No.74

===== お知らせメニュー =====

1. 行政のうごき
 2. 介護報酬改定に関するご質問について
- =====

◇社会保険審議会介護給付費分科会 調査実施委員会◇
 (第1回 H21.4.20)

- ★この委員会は、昨年12月12日に介護給付費分科会で示された「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」を踏まえ、「今回の報酬改定が実際に介護従事者の処遇改善につながっているかどうか」等、結果の検証をすること、さらに介護報酬改定の基礎資料となる介護事業経営実態調査等の手法や設計、調査結果の検証を行う場を設けるなどの検討を行い、次の改定へ向けての議論へつなげていくことを目的として、介護給付費分科会の下に設置されました。
 委員は、学識経験者等6名で構成され、座長には田中滋委員（慶應義塾大学教授）が選任されました。
- ★冒頭の挨拶で、宮島老健局長は上記の委員会の目的を説明し、「介護給付費分科会では、報酬改定の基礎資料となる経営実態調査のサンプル数が少ないのではないかと議論があった。より実態を反映できる調査の仕組みについても検討しなければならない」と述べました。また、処遇改善の要因として、3%アップだけではなく、政府の経済危機対策における「介護職員処遇改善交付金（仮称）の影響についても検討してほしい」と話しました。
- ★田中座長は、「現場で働く方々の処遇について、きちんと見届ける責任がある。また介護従事者がきちんと処遇されていることが、利用者の安心につながる」と話しました。
- ★続いて鈴木老人保健課長が、調査の基本方針として、?報酬改定前後の賃金等の実態把握、?賃金以外の処遇改善策の実態把握、?加算の取得状況の把握、?単発ではなく継続的な調査の実施の4点を提示、内容は「簡素で記入しやすくして、回答率及び有効回答率を確保することが重要」と説明しました。過去の実態調査等では、回収率がおおむね6割程度、有効回答率はその半分以下となっていることが問題視されています。
- ★調査は、施設・事業所と従事者に分けて行う案が示されました。
 調査対象範囲は、施設・事業所においては、「全職員における常勤換算職員割合の高いサービス」（介護老人福祉施設、通所介護、介護老人保健施設、訪問介護、グループホーム、介護療養型医療施設）、従業者においては、「常勤換算職員の占める割合が高い介護職員（訪問看護含む）と看護職員」とする案が示されました。
- ★調査にあたって堀田聡子委員（東京大学特任准教）は、賃金アップがされた場合の要因が、「報酬改定の影響か、交付金の影響か、それとは関係なく賃金上がる時期だった等の仕分けも慎重に行わなくてはならな

い」と話しました。

- ★賃金の男女差について池田省三委員（龍谷大学教授）は、「男性の場合は地方公務員の介護職員の状況と、ほぼ年齢で一致する。それに対して女性は年齢的には男性をはるかに上回るが、賃金は大きく下がっている。男性職員と女性職員の賃金は明らかに違いがあり、これをかなり正確に捕まえられるような配慮が必要だ」と指摘しました。また、「介護事業者に大規模中規模は少なく、とりわけ在宅系は零細企業が多いため、経営がハイコストになるのは当たり前。これがきちんと読めるような調査にするべき」と意見を述べました。
- ★賃金等の改善状況について、給与や賞与の引き上げ状況を見る場合、給与と本俸を上げているのか、賞与の支給倍率だけを上げているのか、定期昇給も含めてみるのか、また、手当によって処遇改善をしているかどうか把握する必要があるとされています。賞与は〇ヶ月、と定めている所は本俸を上げればそれが跳ね返るため、触れたくないということも有り得ることで、あくまでも実態をみるというスタンスです。勤続年数や経験年数ともリンクできるデータをとる必要性も言われています。
- ★処遇を考える上では、「賃金以外にも、例えば事業を見直して経営を安定させる、教育研修、コミュニケーションの充実、人手を厚くし負荷を減らすなどをどう捉えるのかという調書にすることが大事」（堀田委員）「福利厚生、キャリアアップなどを視野に入れた、幅広い処遇改善が浮き彫りになる実態調査が必要」（村川浩一委員：日本社会事業大学教授）という意見が多く、厚労省が提示した基本的スタンスで進める方向性が示されました。
- ★調査対象の選定について村川委員は、「大きな流れを把握する展開としては、職員割合の高いサービスからということは良くわかる」としながらも、「代表的なサービスである居宅介護支援、有料老人ホーム」、さらに、相談員や医療系サービスを介護保険でどう位置づけていくかという今後の課題の観点からリハビリ関係等を含め、「予算的に可能であれば、もう少し対象の幅を広げても良いのではないかと発言。リハビリ関連職種については、「介護保険では必要不可欠なスタッフという要素もあるため、意識してデータ取りすることもあってよい」と述べました。
- ★居宅介護支援事業所を対象範囲に入れることについては、複数の委員から予算に余裕があれば、前向きに考えても良いのではとの意見があがりました。
- ★これらの意見に対して鈴木老人保健課長は、「居宅介護支援事業所については我々も是非知りたいが、事業所としては9割くらいが併設事業所である。給与を聞くのは難しくないが、事業所としての収支となるとかなりバラツキが出ると思うのでそこをどのように考えるかだ」と見解を述べました。
- ★施設・事業所の調査方法は、地域や規模で偏りが出ないように留意した「層化無作為抽出法」で行われる予定です。藤井賢一郎委員（日本社会事業大学准教授）は、「地域を見る場合は県別ということも考えられるが、いずれ級地を見直すことを踏まえれば、この視点で見るのもよいのではないかと話しました。
- ★「この調査には馴染まないかもしれないが」とした上で、池田委員は「先般、特養を20万床増加するという内容の全老施協（全国老人福祉施設協議会）の資料があった。その資金は約2兆円で、1兆円は国が、残り1兆円は自分達で用意すると書いてあった。これは内部留保を1兆円近く持っているということだ」と、発言しました。
- ★続けて、2000年以降の就職状況等の背景を説明し、「この内部留保は介護報酬から出ているはず。これが民間企業であれば、経営努力して収益

をあげたということで非難されることではないが、社会福祉法人の場合、公益性が極めて強い上に、税制優遇措置もある。そこは区分して考える必要がある。別の社会福祉法人の調査という形で内部留保をきちんとおさえ、今回の調査とリンクすることができないか。社会福祉法人だけやって他をやらないのは不公平と言われればそれまでだが、検討事項として考えてしかるべきではないか」として、「かなりシビアな件なので慎重な扱いを…」と述べました。

★調査時期については、4月サービス分の報酬が6月末に支払われることや、この調査が総務省の承認統計であるため、承認を得るための約2か月間を勘案して、9月末頃に実施する案が示されています。

★最後に鈴木老人保健課長は、介護収入を調査をする場合、施設を中心に考えれば、?法人単位、?事業所単位、?サービス単位が考えられ、それぞれメリットデメリットがあると説明、「法人単位でみると一つの法人が複数の施設を持っている場合、施設単位の構成がわからない。サービス単位が一番正確かもしれないが、按分をしなくてはならず、特に小さい事業所では負担になる。したがって、できれば事業所単位で調査したい」と提案しました。

★次回（第2回・5月18日開催）は、対象となるサービスの団体からヒアリングを行い、この日の議論を踏まえて調査内容を決定する予定です。調査内容は6月に開催される介護給付費分科会で報告され、6月末に総務省に登録するスケジュールが立てられています。

●2●介護報酬改定に関するご質問について

★介護報酬改定に関するご質問のうち、会員の皆様から比較的多くいただく内容をお知らせしています。メルマガでお伝えしている協会版Q&Aの内容は、厚生労働省老健局振興課の確認済みです。

（問1）

特定事業所加算(?)の算定要件の一つである、要介護3～5の利用者の割合が50%以上であることについて、母数に要支援者(予防ケアプラン)は含めるのか。

（答1）

含めません。

※メールアドレスの変更等、会員登録情報の変更に関しては下記ページにて承っております(会員専用頁>会員情報変更)。

https://www2.jcma.or.jp/jcma_member/member/login.aspx

※システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。

できましたら、個人アドレスまたは携帯電話アドレスなどへの変更等ご対処をお願いできれば幸いに存じます。

※本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※メールが崩れて見える場合は「MSゴシック」や「Osaka等幅」など等幅フォントでご覧ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

(↑いずれのアドレスも、4月7日に変更しております)

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-3-3 八重洲山川ビル6階

TEL 03-3548-7955/FAX 03-3548-7956

◆個人情報保護方針について

<http://www.jcma.or.jp/site/privacy/index.html>
